

柏原市立小・中学校
適正規模・適正配置基本方針

令和4年6月

柏原市教育委員会

目 次

第1章 基本方針の策定にあたって

1. 策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
2. 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
3. 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会からの提言・・・ p 3

第2章 適正規模・適正配置の基本的な考え方

1. 現在の通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4
2. 検討する際の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5
3. 学校規模、通学距離の考え方・・・・・・・・・・・・ p 7
4. 適正規模を実現することが地理的条件等により困難な場合・・・ p 10

第3章 児童生徒数等から見た適正規模・適正配置について

1. 児童生徒数、学級数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ p 11
2. 各中学校区の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 16

第4章 適正規模・適正配置の方針

1. 少子化に伴う適正規模の考え方・・・・・・・・・・・・ p 19
2. 各中学校別方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 19

第1章 基本方針の策定にあたって

1. 策定趣旨

柏原市は、昭和33年に市制が施行され、大阪市内まで約20分という恵まれた交通条件と住環境の良さが相まって、ベッドタウンとして急速に発展してきました。しかし、人口は平成9年の79,882人をピークに現在に至るまで減少傾向が続いており、令和4年2月現在は、67,571人となっています。

全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数が減少傾向にあり、平成28年9月、柏原市教育委員会が策定した「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「方針」という。）で定めた本市基準の小規模校（小学校11学級未満・中学校8学級未満の学校）は、令和3年度、桜坂小中学校を除くと、小学校では9校中3校（柏原東小、堅上小、堅下北小）、中学校では6校中2校（堅上中、堅下南中）になっています。

少子化に伴う学校の小規模化への対応については、それぞれの地域の実情に応じて、最適な学校教育のあり方や学校規模を主体的に検討することが設置者に求められています。柏原市教育委員会においても、方針の策定から5年が経過していることを踏まえ、社会情勢の変化や国の動向、児童生徒数の将来推計等から、方針の見直しを諮ることとしました。

学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもなく、児童生徒に関わる教育的な観点はもちろんのこと、地域コミュニティの核となる学校の多様な機能にも留意して、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論が必要となります。また、本市においては平成24年度から全ての中学校区で展開してきた、施設分離型の小中一貫教育*の充実を図るという観点からも検討し、方針を立てていく必要があります。

そこで、令和3年7月、本市教育委員会は「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）」を設置し、市立小学校及び中学校のより良い教育環境と効果的な学校教育の実現に向けた方策について検討いただき、令和4年3月に答申をいただきました。

本市教育委員会は審議会の答申を尊重し、平成28年の方針を見直すとともに、パブリックコメントなど市民からの意見も踏まえ、新たな方針を策定しました。これに基づき、子どもたちにとって良好な教育環境の整備に取り組みます。

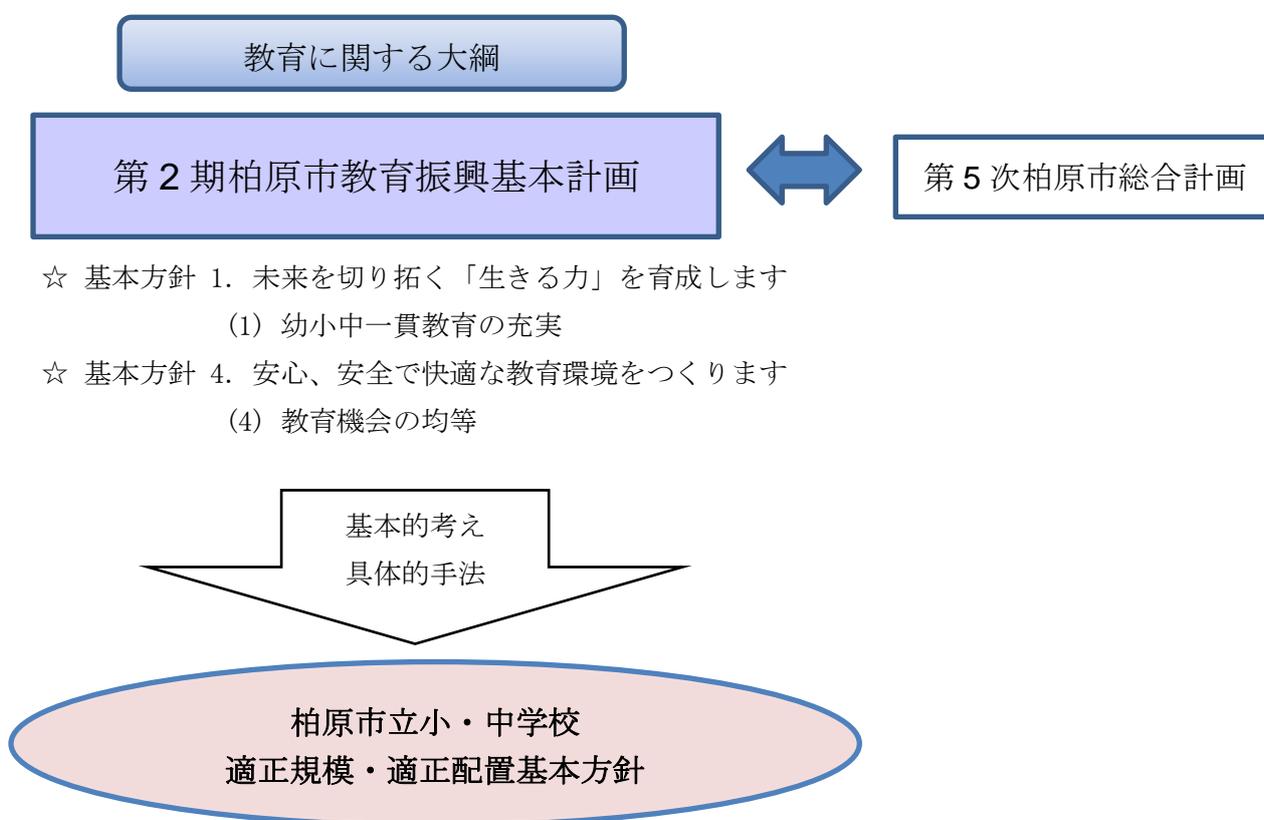
※ 小中一貫教育：小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育のこと。「施設分離型」とは、小学校と中学校の校舎が異なる敷地に設置されている施設形態。

2. 位置づけ

基本方針は「教育に関する大綱」※ に位置づけられている「第2期柏原市教育振興基本計画」の基本理念を踏まえ、柏原市立小学校及び中学校のより良い教育環境と学校教育の効果的な実現を図ることを目的としています。

また、本計画の上位計画である「第5次柏原市総合計画」とも関連させながら適正規模・適正配置の検討を図るものです。

なお、この基本方針は策定後においても、引き続き社会情勢や人口推計の変化に注目する必要があるため、概ね5年毎に見直します。



※ 教育に関する大綱：教育の目標や施策の根本的な方針。法律に基づき、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定するもの。

3. 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会からの提言

審議会は、学識経験者として大学教授、同特認教授、公共的団体の代表者として区長会代表、地区福祉委員会代表、青少年指導員協議会代表、こども会育成連絡協議会代表、PTA協議会代表、小・中学校代表で構成され、柏原市立小学校及び中学校のより良い教育環境と効果的な学校教育の実現に役立たせるため、下記の柏原市教育委員会からの諮問内容について審議が行われました。

- (1) 市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方に関すること
- (2) 小中一貫教育を推進する観点からの市立小・中学校の学校規模・学校配置の方策に関すること

審議にあたっては、各学校の児童生徒数や学級数、通学距離などの基本的な資料に加え、柏原市の土砂災害警戒区域図、小中一貫教育の成果と課題、各学校の歴史の変遷及び各中学校区の地域コミュニティの現状等の資料を参考にしながら、議論をいただきました。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う「学校の新しい生活様式」^{※1}を取り入れた学校生活や文部科学省の「GIGAスクール構想」^{※2}によって整備した、児童生徒及び教員一人一台ずつのタブレット端末を使った教育活動のほか、約40年ぶりの法改正により導入された小学校の学級編制基準の見直しなど、教育をめぐる社会情勢の変化についても議論にのぼり、様々な視点から本市立小・中学校の将来的な適正規模・適正配置の考え方について検討いただきました。

答申の提出をいただく際、審議会会長からは、答申内容を具体化することにより、児童生徒のより良い教育環境を整備するよう強く要望されました。

※1 学校の新しい生活様式：「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」の考え方に基づき、学校の衛生管理に関する具体的な事項について、学校の参考となるよう作成したマニュアル。

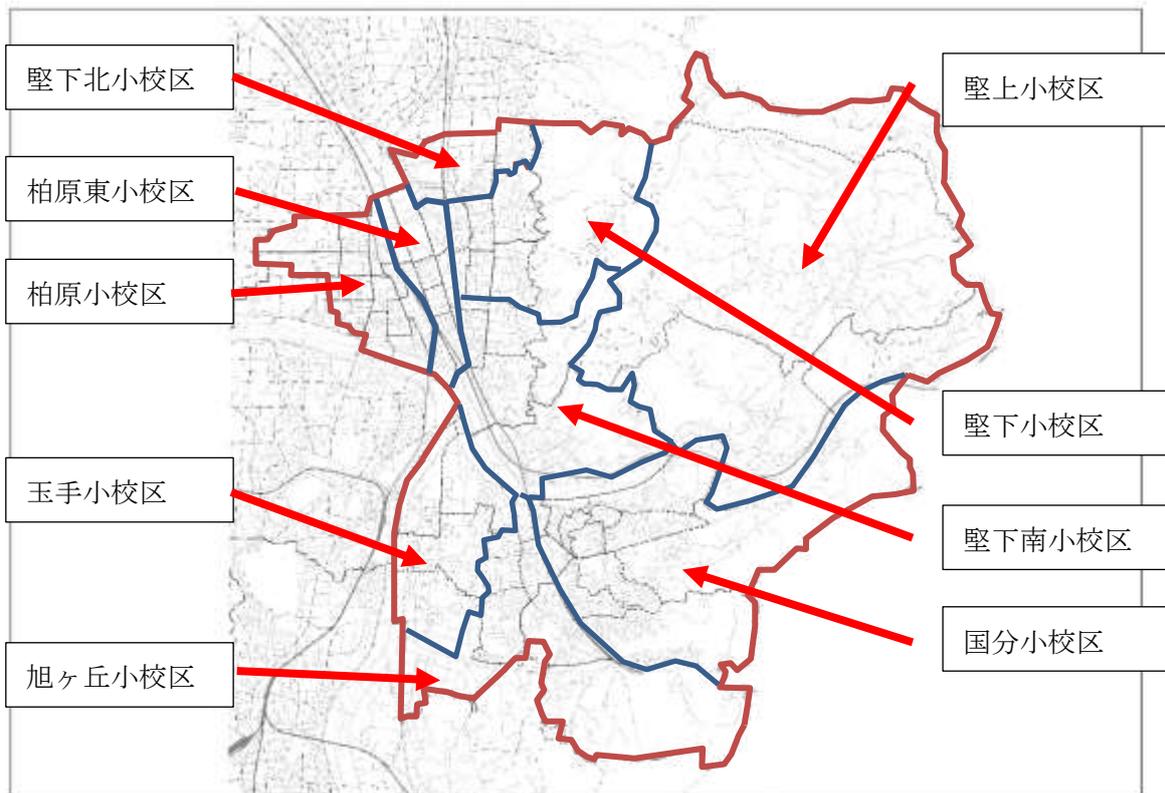
※2 GIGAスクール構想：小・中学校、高等学校等の教育現場のネットワーク環境とパソコンやタブレットといったICT端末を一体的に整備し、児童・生徒各自が活用できるようにする取組み。「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する。

第2章 適正規模・適正配置の基本的な考え方

1. 現在の通学区域

昭和33年に市制が施行された当時は、市立の小学校は5校（柏原小、柏原東小、堅下小、堅上小、国分小）と2分校（堅下小高井田分校、国分小玉手分校）、中学校は3校（堅上中、柏原中、国分中）でした。その後、堅下小は堅下小、堅下北小、堅下南小に分離、国分小は国分小、玉手小、旭ヶ丘小、国分東小に分離しました。中学校では、柏原中が柏原中、堅下北中、堅下南中に分離、国分中が国分中、玉手中に分離しました。それぞれの通学区域については、その都度、「通学区域審議会」で審議されてきました。その後、桜坂小中学校の開校と堅下南小高井田分校（堅下小高井田分校から改名）の閉校、国分小学校と国分東小学校の統合を経て、現在は小学校が10校、中学校が7校となっています。

【通学区域略図】



○中学校区との対応

- 「柏原中学校区」：柏原小学校区と柏原東小学校区
- 「堅上中学校区」：堅上小学校区及び市内全域（特認校）
- 「国分中学校区」：国分小学校区
- 「堅下北中学校区」：堅下小学校区と堅下北小学校区
- 「堅下南中学校区」：堅下南小学校区
- 「玉手中中学校区」：玉手小学校区と旭ヶ丘小学校区

2. 検討する際の視点

児童生徒数の減少に伴い市立小・中学校の適正規模・適正配置を検討するにあたっては、児童生徒のより良い教育環境を実現するために、児童生徒数や学級数といった側面だけでなく、下記の視点を踏まえて適正規模・適正配置について検討していきます。

(1) 地域とともにある学校

(ア) 教育活動の充実による子どもの育成

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行います。

(イ) 通学条件の整備

通学路の状況（踏切・信号・横断歩道等の有無、登下校時間帯の交通量・防犯の観点等）を十分把握し、歩道の確保や防犯灯の設置など、子どもたちの安全の確保に努めます。また、子どもの通学が困難な場合は、通学手段（自転車、スクールバス、鉄道等の利用）について考えていきます。

(ウ) 地域とともに育つ学校づくり、地域活性化に貢献する学校づくり

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。このような学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者の声を重視しつつ地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりを進めます。

(エ) 自然災害（土砂災害等）に対する備え

市内には数多くの「土砂災害警戒区域」が点在していますので、避難所や防災拠点としての役割も兼ね備えた学校配置を考えます。

(オ) 学校設置や校区編成の歴史的経緯等への留意

通学区域にはそれぞれの設置経過や校区の歴史があり、一つひとつの学校は地域社会と深く結びついていることから、その歴史的経緯を踏まえて検討します。

(2) 小中一貫教育の更なる推進

柏原市教育委員会が進める小中一貫教育は、小・中学校の教職員の組織的・継続的な教育活動による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）や、いわゆる「中1ギャップ」の緩和（不登校・いじめの減少）をはじめとする生徒指導上の諸問

題の解消、児童生徒の社会性の育成等を目的とします。

市立小・中学校の適正規模・適正配置の検討については、小中一貫教育を含め、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性を十分勘案して、現在の学級数や児童生徒数の下で具体的にどのような教育上の課題があるかについて、総合的な観点から分析を行う必要があります。

国は平成 28 年 4 月に「義務教育学校」^{※1} の設置を可能とする改正学校教育法が成立したことを踏まえ、小中一貫教育を推進する「小中一貫型小学校・中学校」^{※2} 及び「義務教育学校」の制度化の意義について述べていますが、令和 4 年 4 月現在、府内の義務教育学校は政令市を除き、8 校のみとなっています。

柏原市においては、現在行う施設分離型小中一貫教育の研究・実践に取り組むとともに、全国の動向についても注視し「小中一貫型小学校・中学校」や「義務教育学校」の成果や課題について研究していく必要があります。

※1 義務教育学校：小中一貫教育を行う学校の種類のひとつ。学校教育法の改正により、平成 28 年に新設された学校教育制度。修業年数は 9 年。ひとりの校長の下、ひとつの教職員組織で一貫した教育を行う。

※2 小中一貫型小学校・中学校：小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている施設形態をとった小中一貫教育校施設一体型小中一貫教育校である。

3. 学校規模、通学距離の考え方

(1) 学校規模について

国が標準としている学校規模は、「学校教育法施行規則」において、小・中学校ともに1つの学校で12学級以上18学級以下ですが、「特別の事情がある時はこの限りでない」という弾力的なものとなっています。また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあるため、12学級を下回る程度に依じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考える必要があります。

柏原市として地域の実態を踏まえつつ、児童生徒の教育効果をより高められる適正規模についての基本的な考え方や、望ましい規模を考えていきます。

【小学校について】

小学校では、互いに学び合い、競い合い、助け合える環境づくりが必要です。全学年でクラス替えを可能とし、多様な学習活動が可能であること、更に同学年に複数教員を配置するためには少なくとも1学年2学級以上（学校単体で12学級以上）が必要です。

また、児童の学習活動に制約が生じることなく、十分な教育効果を得るためには、図書室や理科室などの特別教室が週一回は使えることが望ましいので、時間割編成上、学校全体で24学級以下を適正規模と考えます。

【中学校について】

教員数は小学校と同様に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により学級数で配置できる教員数が決まっています。

中学校における学習指導は、教科担任制であり、全教科に専門の教員を確保することが必要です。そのため教員の配置定数や学校運営の観点により学校全体で9学級以上が必要です。

また、生徒一人ひとりの活躍する機会を十分確保でき、互いの人間関係が希薄にならない、教員が生徒一人ひとりの把握が十分できる、特別教室や体育館等の施設利用の面から教育活動に制約が生じない等、十分な教育効果が期待できることから、学校全体で15学級以下を適正規模と考えます。

上記から、本市における学校の適正規模を次のとおりとします。

本市の学校規模についての考え方

	小規模校	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下
中学校	8学級以下	9学級以上15学級以下

さらに、児童生徒にとってのより良い教育環境の維持、向上の観点から、小規模校のメリット、デメリットを確認した上で、学校規模と学校配置の適正化の検討が必要であると考えます。

①小規模校のメリット

【教育環境】

- ・学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を十分に設定できます。
- ・発表できる機会が増えます。
- ・児童生徒相互の人間関係が深まります。
- ・異学年間の縦の交流が活発に行えます。

【指導体制】

- ・児童生徒の一人ひとりに指導が行き届きやすく、学習内容の定着状況を的確に把握できます。
- ・補充授業や、個別指導を含めた、きめ細かな指導を行えます。
- ・児童生徒一人ひとりの個性や課題を全教職員で共通認識できます。
- ・教材、教具などが、一人ひとりに行き渡りやすくなります。
- ・体験的な学習や校外学習などを機動的に行えます。

【学校運営】

- ・教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になります。
- ・施設・設備の利用時間等の調整を行いやすくなります。
- ・特色あるカリキュラムを編成しやすくなります。
- ・学校が一体となった活動を行いやすくなります。
- ・保護者や地域社会との連携が密になります。

②小規模校のデメリット

【教育環境】

- ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなり、意欲や成長が引き出されにくくなります。
- ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすくなります。
- ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じます。
- ・集団の中で自己主張したり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくくなります。
- ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まります。
- ・集団内の男女比に極端な偏りが生じる可能性があります。

【指導体制】

- ・学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力等を行いにくくなります。
- ・児童生徒数、教員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小中学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくくなります。
- ・組織的な体制を組みにくく、指導方法等に制約が生じやすくなります。
- ・中学校では、各教科の教員をバランスよく配置できません。

【学校運営】

- ・一人で受け持つ校務分掌が多くなります。
- ・教員の出張、研修等の調整が難しくなります。
- ・児童生徒一人あたりにかかる経費が大きくなります。
- ・PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなります。

(2) 通学距離について

国は「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において小学校はおおむね4km以内、中学校は6km以内を通学基準とし、公立小・中学校施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていますが、柏原市には通学区域に山地を含む学校や、平地の学校に比べ通学路に高低差のある学校もあるため、通学時の児童生徒の負担を考慮する必要があります。

そこで、柏原市においては通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩で通学する際の目安として、小学校ではおおむね3km以内、中学校ではおおむね4km以内とする基準が妥当であると考えます。

本市の通学距離についての考え方

【小学校】 おおむね 3 km以内

【中学校】 おおむね 4 km以内

4. 適正規模を実現することが地理的条件等により困難な場合

学校が適正規模でない場合でも、地理的条件等で学校統合による適正配置が困難な場合も考えられます。その場合には学習面、生活面、学校経営面等において、教育効果を高めるための様々な工夫ある取組みを行う必要があります。

全学年が単学級の場合でも、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(文部科学省)の中で述べられている、「切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。」等の小規模校のデメリットを緩和するために、話し合い活動を協同的に進め、互いの良さを経験させるなど、グループ活動を通じて思考の多様化を求める学習の場が必要です。そのためには、少なくとも1班5～6名編成で4～6班できる事が望ましいので、1学年に20名程度の児童数、生徒数が望ましいと考え、以下のように整理します。

取組みの工夫により教育効果を高めることが可能な最低限の学校規模

- 各学年に学級が存在している(複式学級※ではない)
- 1学年に20名程度の児童生徒が在籍している

※ 複式学級：2つ以上の学年で構成される学級のこと。異なる学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が先生から直接指導を受けている間、もう一方の学年は課題学習することになる。児童生徒数は小学校の場合、16名以内(1年生を含む場合は8名)で、中学校の場合8名以内になる。

第3章 児童生徒数等から見た適正規模・適正配置について

1. 児童生徒数、学級数の推移

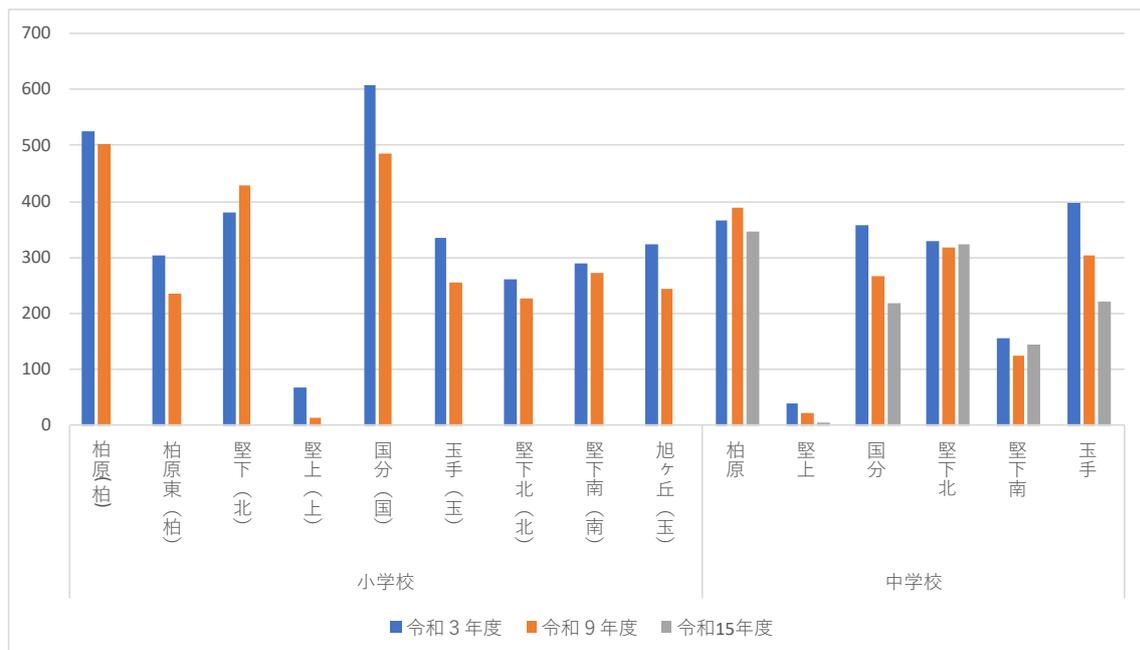
(1) 住民基本台帳による推移予測

住民基本台帳による児童生徒数の推移予測は、実際に出生している子どもの推移ですので、小学校では令和9年度まで、中学校では令和15年度までの予測が可能です。それによると、令和3年度の児童数は3,087人ですが、令和9年度には、2,662人となることが予測されます。また、令和3年度の生徒数は1,599人ですが、令和9年度には、1,420人、令和15年度には、1,255人となることが予測されます。

表1 学校別児童生徒数と推移予測（令和3年5月1日現在）〔桜坂小中学校を除く〕

表中の（ ）内は、進学中学校名を略したものの

	小学校										中学校						
	柏原 (柏)	柏原東 (柏)	堅下 (北)	堅上 (上)	国分 (国)	玉手 (玉)	堅下北 (北)	堅下南 (南)	旭ヶ丘 (玉)	小学校 合計	柏原	堅上	国分	堅下北	堅下南	玉手	中学校 合計
令和3 年度	525	302	381	66	608	334	260	290	321	3087	365	38	335	310	155	396	1599
令和9 年度	502	234	429	14	485	255	227	273	243	2662	388	20	267	318	125	302	1420
令和15 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	345	4	218	323	144	221	1255



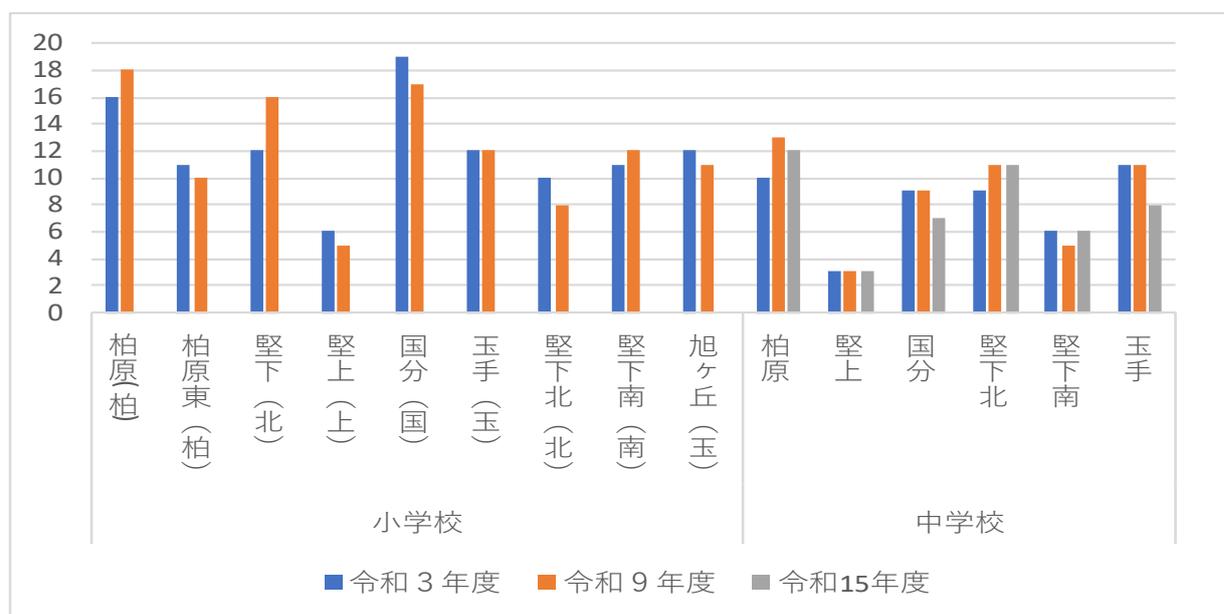
学級数は、児童生徒数により決まりますので、児童生徒数の減少に伴い、学級数も今後減少することが予想されます。令和3年度は最も学級数の多い小学校でも、国分小学校の19学級となっており、中学校では玉手中学校の11学級となっています。学級数は、令和3年度の小学校は109学級（支援学級は除きます）ですが、今後35人学級等の実施に伴って令和9年度には、109学級になると見込まれます。

また、令和3年度の中学校は48学級（支援学級は除きます）ですが、令和9年度には、52学級、令和15年度には、47学級になると見込まれます。ただし、今後、柏原市及びその周辺都市において、住環境の整備や雇用機会が多く確保されることによって、若い子育て世代の人口構成割合が高まり、児童生徒数及び学級数が予想を上回る可能性があります。

表2 学校別学級数と推移予測（令和3年5月1日現在）

[桜坂小中学校を除く] [支援学級を除く]
表中の（ ）内は、進学中学校名を略したもの

	小学校										中学校						
	柏原 (柏)	柏原東 (柏)	堅下 (北)	堅上 (上)	国分 (国)	玉手 (玉)	堅下北 (北)	堅下南 (南)	旭ヶ丘 (玉)	小学校 合計	柏原	堅上	国分	堅下北	堅下南	玉手	中学校 合計
令和3 年度	16	11	12	6	19	12	10	11	12	109	10	3	9	9	6	11	48
令和9 年度	18	10	16	5	17	12	8	12	11	109	13	3	9	11	5	11	52
令和15 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	3	7	11	6	8	47



(2) 人口推計による推移予測

「日本の地域別将来推計人口」では平成25年の国勢調査をもとに、令和27年までの30年間（5年ごと）について、年齢（5歳）階級別の将来推計人口を予測しています。**表3**は市全体の年少人口（14歳以下）を抜粋したのですが、どの階級においても減少傾向が見られます。

表3 「日本の地域別将来推計人口（平成30〔2018〕年推計）」

（出典：国立社会保障・人口問題研究所）

		0～4歳	5～9歳	10～14歳	0～14歳合計
平成27年	2015年	2581	2771	3328	8680
令和2	2020年	2292	2512	2802	7606
令和7	2025年	1939	2233	2542	6714
令和12	2030年	1769	1890	2260	5919
令和17	2035年	1625	1727	1914	5266
令和22	2040年	1444	1590	1750	4784
令和27	2045年	1268	1414	1611	4293

校区別推計については、次ページに示した方法により算出し、**表4**にまとめています。

平成25年3月推計では、平成52（2040）年には小学校10校中7校が、中学校6校中5校が小規模校になることが予測されていましたが、平成30年3月推計では、35人学級の編制基準で試算し、小学校9校中6校が、中学校6校中4校が小規模校になることが予測されます。

また、平成30年3月推計では、前回の推移予測より小規模化する時期が早まる、またはより小規模となる小学校が3校（玉手小学校、堅下南小学校、旭ヶ丘小学校）ある一方、児童生徒数が減少していても、35人学級編制基準によって小規模化する時期が遅くなる、または解消される小学校が3校（柏原東小学校、堅下小学校、国分小学校）あることが予測されます。

中学校においても、小規模化する時期が早まる1校（堅下南中学校）がある一方、小規模化する時期が遅くなる、または解消される中学校が2校（柏原中学校、国分中学校）になることが見込まれます。

さらに、近年のマンション建設等により、在籍者数が増加する学校や、令和3年4月より小学校においては1学級当たり40人を基準とする編制基準が段階的に35人に引き下げられることにより、今後児童生徒数が減少しても学級数は減少しない学校が出てくると予想されます。

（※）中学校においても、35人学級編制の導入が文部科学省において検討されており、今後の法整備も見込まれています。

《表4》 児童生徒数の推移予測について》

平成25年3月推計、平成30年3月推計の「日本の地域別将来推計人口」を基に、各中学校区及び各校の割合から算出

《表4》 学級数の推移予測について》

平成25年3月推計：

(小学校) 児童数を6で除した値を学年児童数とし、1・2年生35人学級、3年生～6年生40人学級で試算

(中学校) 生徒数を3で除した値を学年生徒数とし、40人学級で試算

平成30年3月推計：

(小学校) 児童数を6で除した値を学年児童数とし、35人学級で試算

(中学校) 生徒数を3で除した値を学年生徒数とし、35人学級で試算 (※)

表 4

国立社会保障・人口問題研究所出典「日本の地域別将来推計人口」を基にした
学校別児童(生徒)数及び学級数の推移予測

(坂坂小中学校を除く)

【小学校】

※太枠内は、小規模校に該当

平成25年3月推計より

平成30年3月推計より

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
柏原小学校	児童数	333	302	284
	学級数	12	12	12

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
柏原小学校	児童数	410	360	330	299
	学級数	12	12	12	12

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
柏原東小学校	児童数	201	182	171
	学級数	6	6	6

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
柏原東小学校	児童数	236	207	190	172
	学級数	12	6	6	6

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
堅下小学校	児童数	280	254	239
	学級数	12	12	8

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
堅下小学校	児童数	298	261	239	217
	学級数	12	12	12	12

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
堅上小学校	児童数	48	44	41
	学級数	6	6	6

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
堅上小学校	児童数	52	45	41	38
	学級数	6	6	6	6

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
国分小学校	児童数	353	321	301
	学級数	12	12	12

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
国分小学校	児童数	475	417	382	346
	学級数	18	12	12	12

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
玉手小学校	児童数	351	318	299
	学級数	12	12	12

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
玉手小学校	児童数	261	229	210	190
	学級数	12	12	6	6

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
堅下北小学校	児童数	179	162	152
	学級数	6	6	6

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
堅下北小学校	児童数	203	178	163	148
	学級数	6	6	6	6

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
堅下南小学校	児童数	250	227	213
	学級数	12	8	8

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
堅下南小学校	児童数	226	199	182	165
	学級数	12	6	6	6

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
旭ヶ丘小学校	児童数	280	254	239
	学級数	12	12	8

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
旭ヶ丘小学校	児童数	251	220	202	183
	学級数	12	12	6	6

【中学校】

平成25年3月推計より

平成30年3月推計より

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
柏原中学校	生徒数	274	249	234
	学級数	9	9	6

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
柏原中学校	生徒数	285	250	229	208
	学級数	12	9	9	9

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
堅上中学校	生徒数	30	27	26
	学級数	3	3	3

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
堅上中学校	生徒数	30	26	24	22
	学級数	3	3	3	3

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
国分中学校	生徒数	220	200	188
	学級数	6	6	6

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
国分中学校	生徒数	262	230	211	191
	学級数	9	9	6	6

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
堅下北中学校	生徒数	281	255	240
	学級数	9	9	6

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
堅下北中学校	生徒数	242	212	195	176
	学級数	9	9	6	6

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
堅下南中学校	生徒数	140	127	120
	学級数	6	6	3

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
堅下南中学校	生徒数	121	106	97	88
	学級数	6	3	3	3

		平成4 2年度(2030)	平成4 7年度(2035)	平成5 2年度(2040)
玉手中学校	生徒数	348	316	297
	学級数	9	9	9

		令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
玉手中学校	生徒数	309	271	249	225
	学級数	9	9	9	9

2. 各中学校区の状況

柏原市の児童生徒数は全ての中学校区において、今後も減少していく傾向にあります。中学校区の実態、短期的及び中長期的な予測を踏まえ、現時点での基本的な考え方を以下に述べます。

なお、学級数見込の作成にあたっては、令和3年4月1日に施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」に基づく編制基準の変更により、令和9年度以降の学級編制の標準を35人としています。

また、学級数の予測は12ページの表2を基にしています。

(1) 柏原中学校区

- ・ 柏原小学校の児童数は減少傾向ですが、学級数は増加する見込みです。令和3年度は16学級であり、令和9年度には18学級が見込まれ、適正規模で推移する見込みです。
- ・ 柏原東小学校の児童数は減少傾向であり、令和9年度の学級数が10学級になるなど、小規模校として推移する見込みですが、校区内にマンション建設の予定があるなど、人口増加の可能性も高いため、児童数の推移を注視していく必要があります。
- ・ 柏原中学校の生徒数は令和15年度までは増減する見込みですが、学級数は令和3年度の10学級と比較して増加し、令和9年度には13学級、令和15年度には12学級になる見込みです。
- ・ 学校は、地域社会と深い結びつきを持っており、地域の防災やスポーツ、文化活動等の拠点としての機能を持っています。今後も継続して、地域に開かれた学校として存続することが求められています。
- ・ 柏原中学校区として、これまで蓄積してきた2小1中による施設分離型小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後、その教育内容等を一層充実させていく必要があります。

(2) 堅上中学校区

- ・ 堅上小学校・中学校は、市内全域から通学が可能な小規模特認校（全学年単学級、各学年20名定員）です。毎年児童生徒を募集しているので、今後の正確な児童生徒数の推移を予測するのは難しい現状があります。
- ・ 本来の堅上小・中学校区内の1歳児から6歳児の人数は極端に少なく、小規模特認校として、市内全域からの入学・転入学児童生徒人数が、今後の堅上小・中学校の学校規模に大きく影響することが予想されます。
- ・ 特認生がない場合の令和9年度の堅上小学校児童数は14名、令和15年度の堅上中学校生徒数は4名になる見込みです。

- ・小規模特認校として、特色ある取組みを実施していることから、堅上小・中学校は、市内外から一定のニーズがあります。そのため、市内の特色ある学校として存続させることが望ましいと考えます。
- ・堅上小・中学校は、山村地域にあるため、他地域に比べ、地元のコミュニティの核としての性格が一層強く、地域の活性化の観点からも存続させることが望ましいと考えます。
- ・しかし、1 学年 20 名程度の児童生徒数に満たない学年があることから、今後もホームページ等で広く周知し、児童生徒数の増加を図る必要があります。
- ・通学条件については、スクールバスの運行等、引き続き関係諸機関や地域の方々と連携をとりながら、安全対策の充実が必要です。

(3) 国分中学校区

- ・国分小学校の児童数は緩やかな減少傾向です。そして、令和 9 年度の学級数は 17 学級となり、令和 3 年度と比較して 2 学級減少する見込みですが、学校規模としては、適正の範囲で推移する見込みです。
- ・国分中学校の生徒数は緩やかな減少傾向ですが、令和 9 年度の学級数は 9 学級となり、令和 3 年度と比較して横ばいで適正規模のまま推移する見込みです。令和 15 年度には 7 学級となり、小規模校になる見込みです。
- ・学校は、地域社会と深い結びつきを持っており、地域の防災やスポーツ、文化活動等の拠点としての機能を持っています。今後も継続して、地域に開かれた学校づくりが必要です。
- ・通学条件については、引き続き、関係諸機関や地域の方々と連携をとりながら、通学路警備員の配置など安全対策の充実が必要です。
- ・国分中学校区として、これまで蓄積してきた施設分離型小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後、その教育内容等を一層充実させていく必要があります。

(4) 堅下北中学校区

- ・堅下北小学校の児童数は令和 9 年度までは減少傾向にあり、学級数は令和 3 年度と比較して、2 学級減の 8 学級となり小規模校となる見込みです。
- ・一方、堅下小学校の児童数は令和 9 年度までは増加傾向です。そして、学級数も増加し、令和 9 年度には令和 3 年度と比較して 4 学級増の 18 学級の適正規模が見込まれることから、中学校区全体の推移に注視していく必要があります。
- ・堅下北中学校は、令和 9 年度及び令和 15 年度までは生徒数は横ばいで、学級数はいずれも令和 3 年度より 2 学級増加して、11 学級が見込まれており、学校規模としては、適正規模です。
- ・堅下北中学校区として、これまで蓄積してきた 2 小 1 中による施設分離型小

中一貫教育の実践と成果を生かし、今後、更なる充実に向けた方策について検討が必要です。

(5) 堅下南中学校区

- ・ 堅下南小学校の児童数は、令和 9 年度までは、ほぼ横ばいです。そして、学級数は、令和 9 年度には令和 3 年度と比較して 1 学級増の 12 学級になる見込みで、学校規模としては適正範囲になります。
- ・ 堅下南中学校生徒数は、令和 9 年度及び令和 15 年度もほぼ横ばいで、5～6 学級で推移し学校規模としては小規模校ですが、大きく減少することなく学級数はほぼ横ばいになる見込みです。今後の生徒数・学級数に注視する必要があります。
- ・ 堅下南中学校は小規模校ですが、校区は広く、通学の道のりが生徒の負担となっていることから、さらに大きな負担となる他の中学校への統合等は、現状において検討の必要はないと考えます。
- ・ これまで蓄積してきた小中一貫教育の実践と成果を生かし、施設分離型小中一貫教育の更なる充実に向けた方策について検討が必要です。

(6) 玉手中学校区

- ・ 玉手小学校の児童数は、令和 9 年度までは減少傾向にありますが、学級数 12 学級のまま、適正の範囲で推移する見込みです。
- ・ 旭ヶ丘小学校の児童数は、令和 9 年度までは減少傾向にあり、学級数は令和 3 年度と比較して、1 学級減の 11 学級になることで、小規模校になる見込みです。
- ・ 玉手中学校の生徒数は、令和 15 年度までは減少傾向が見込まれています。学級数については、令和 9 年度までは令和 3 年度と変わりなく 11 学級のまま適正規模で推移する見込みですが、令和 15 年度には 8 学級に減少し学校規模としては小規模校になる見込みです。
- ・ 令和 9 年度までは、玉手小学校、玉手中学校の学級数が適正範囲にありますが、旭ヶ丘小学校は 11 学級になる見込みです。今後の児童数の推移に注視する必要がありますが、令和 9 年度までに早急に統合を検討する必要はないと判断します。
- ・ 玉手中学校区として、これまで蓄積してきた 2 小 1 中による施設分離型小中一貫教育の実践と成果を生かし、更なる充実に向けた方策について検討が必要です。

第4章 適正規模・適正配置の方針

1. 少子化に伴う適正規模の考え方

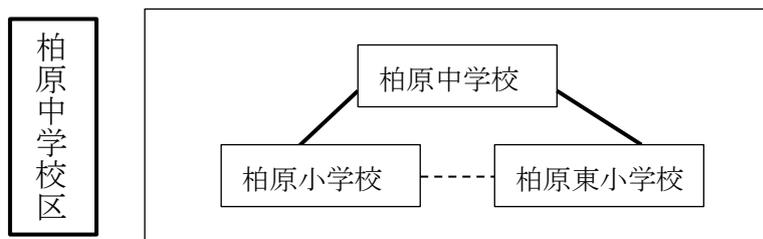
今後、少子化が更に進むことが予想される中、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応は、将来にわたって継続的に検討していかねばならない重要な課題です。

柏原市立小・中学校の児童生徒数等の状況については、第3章で述べたとおり、住民基本台帳による推移予測や「日本の地域別将来推計人口」から算出した推計値を基に、審議会において分析し議論を進めました。その結果、本市立小・中学校の児童生徒数は今後も減少傾向にあります。35人学級編制の導入により適正規模で学級数が推移する学校が一定数予測されることや、マンション等の建設予定により在籍者数の増加が見込まれる校区があることなどから、柏原市教育委員会として審議会の答申を尊重し、市内全校の現状を維持することとします。

また、学校規模の適正化の検討については、第2章2の視点を踏まえつつ、今後も児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような課題が生じているのかや、生じる可能性があるのかを明らかにしていくこととします。

2. 各中学校別方針

(1) 柏原中学校区

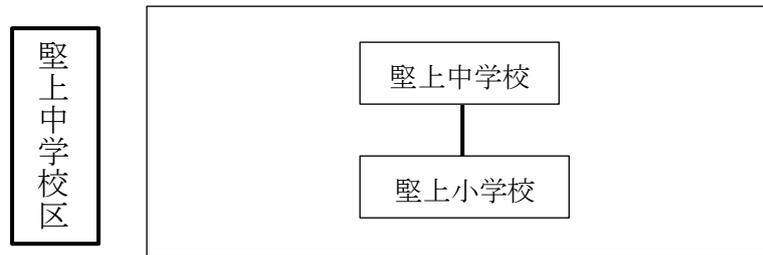


【基本方針】

人口増加の可能性が高い校区であることを踏まえ、現状を維持し、再編整備を行わないこととします。

また、これまで進めてきた2小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みの研究を進めます。

(2) 堅上中学校区

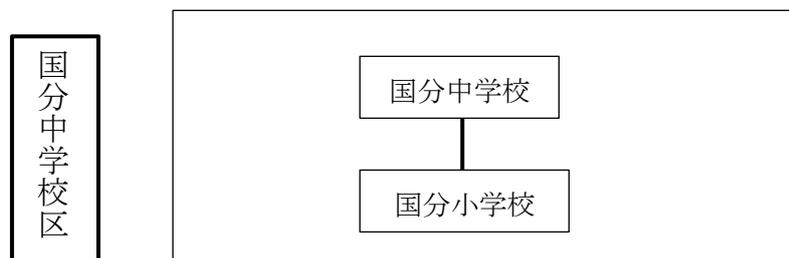


【基本方針】

これまで積み重ねてきた1小1中による施設分離型小中一貫教育及び、市内唯一の小規模特認校の教育効果を一層高める取組みを推進するため、当面は現状を維持し、再編整備を行わないこととします。

小規模化の現状を踏まえ、施設一体型小中一貫教育校や義務教育学校について、大阪府内の先行事例などの調査・研究に取り組みます。

(3) 国分中学校区

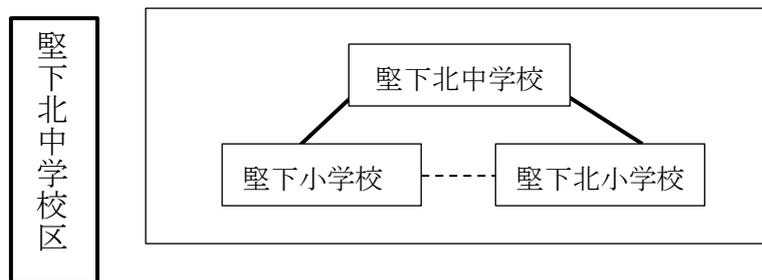


【基本方針】

令和9年度以降、児童生徒数は減少傾向にありますが、学級数においては適正規模で推移する見込みとなることから、当面は現状を維持し、再編整備を行わないこととします。

また、これまで進めてきた1小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みの研究を進めます。

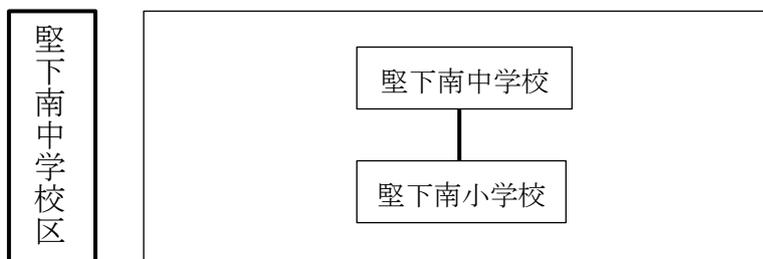
(4) 堅下北中学校区



【基本方針】

令和9年度以降、児童生徒数は減少傾向にあります。学級数の減少は緩やかになる見込みとなることから、当面は現状を維持し、再編整備を行わないこととします。また、これまで進めてきた2小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みに努めるとともに、今後の社会情勢や人口推計の変化に注目し、施設一体型小中一貫教育校や義務教育学校についての調査・研究に取り組みます。

(5) 堅下南中学校区

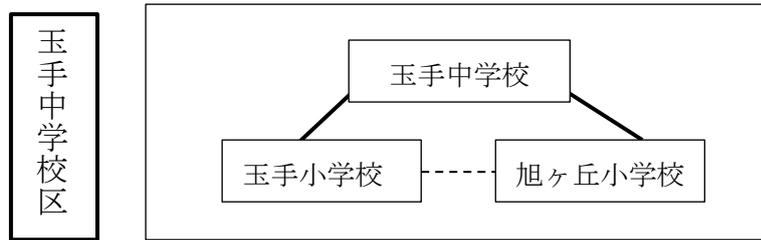


【基本方針】

これまで進めてきた1小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みを進めるため、当面は現状を維持し、再編整備を行わないこととします。

令和9年度以降、児童生徒数及び学級数ともに減少傾向にあり、小規模化が進むと予想されることから、施設一体型小中一貫教育校や義務教育学校について、大阪府内の先行事例などの調査・研究に取り組みます。

(6) 玉手中学校区



【基本方針】

令和9年度以降の児童生徒数は減少傾向にありますが、学級数は適正範囲で推移する学校があるため、当面は現状を維持し、再編整備を行わないこととします。

これまで進めてきた2小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みを進めるとともに、今後の社会情勢や人口推計の変化に注目し、施設一体型小中一貫教育校や義務教育学校についての調査・研究に取り組みます。